

令和 6 年度荒川区

認可外保育施設集団指導

（居宅訪問型保育事業（個人事業主））

～制度概要編～

荒川区 子ども家庭部
子育て支援課 指導監査係



荒川区における指導監督

～荒川区が指導監督を行うことになった背景～

- ◆令和2年7月1日 荒川区に児童相談所設置
(これにより政令指定都市に指定される)



- ◆児童相談所業務以外に、児童福祉法第59条の4第1項及び国の通知や要綱に基づく「児童相談所設置市の事務」が、東京都から区に移管。
- ◆認可外保育施設に対する指導監督が、児童相談所設置市の事務の一つとして東京都から荒川区へ移管された。



目 次

- I 認可外保育施設の概要
- II 認可外保育施設の届出
- III 認可外保育施設の報告
- IV 認可外保育施設指導監督
基準を満たす旨の証明書



I 認可外保育施設の概要



認可外保育施設の概要

【認可】

認可保育所等

認可保育所

地域型保育事業

家庭的保育事業

小規模保育事業

事業所内保育事業

居宅訪問型保育事業

幼保連携型認定こども園

【認可外】

認可外保育施設・事業

認証保育所

家庭的保育事業

事業所内保育施設(企業主導型保育施設含む)

院内保育施設

ベビーホテル(午後8時以降保育、宿泊保育、時間預かり)

その他施設(事業所内、院内、ベビーホテル以外)

居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業） と荒川区との主な関わり

- ◆ 事前指導
電話相談など
- ◆ 届出
設置届、変更届、休止・廃止届
- ◆ 報告
運営状況報告（定期報告）、事故報告等
- ◆ 立入調査、集団指導
指摘事項があった場合、改善状況報告書を提出



保育施設に対する指導監督の組織 (荒川区の場合)

※組織名称は令和6年度時点のものです。組織名称や担当部署は変更になる場合があります。

子育て支援課 指導監査係

電話：03-3805-5741（直通）

- 認可保育所等に対する実地検査（原則年に1回）
- 認可外保育施設に対する立入調査、集団指導（原則年に1回）
- 認可外保育施設に対する運営状況報告の徴収（年に1回）
- 認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付

保育課

電話：03-3802-3111（代表）

- ◆ 保育管理係（内線3821）
 - 設置予定者に対する事前指導
 - 開設、変更、廃止、各届出受理
- ◆ 保育支援係（内線3842）
 - 事故報告等受付

連携

Ⅱ 認可外保育施設の届出



認可外保育施設の届出義務

- ◆ 認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1月以内に都道府県知事（荒川区長）へ届け出なければならない。
（児童福祉法第59条の2第1項又は第2項）
- ◆ 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。
（児童福祉法第62条の4）



届出の種別

○設置届

事業開始後、認可外保育施設設置届(別記第1号様式)、別記第1号様式別紙3の2(居宅訪問型保育事業調書2)及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

○変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届(別記第2号様式)により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地、連絡先
- ②設置者の氏名(名称)・住所(所在地)、連絡先
- ③管理者の氏名・住所

○休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設休止・廃止届(別記第3号様式)により届け出ます。

※届出の様式は、区ホームページ「認可外保育施設について」の「運営事業者の方へ」をご確認ください。

Ⅲ 認可外保育施設の報告



荒川区への報告

◆ 運営状況報告

1年に1回、施設の運営状況を報告
(報告先：子育て支援課指導監査係)

◆ 事故報告

施設で重大な事故(死亡、重傷事故、食中毒など)が
発生した場合に報告
(報告先：保育課保育支援係)

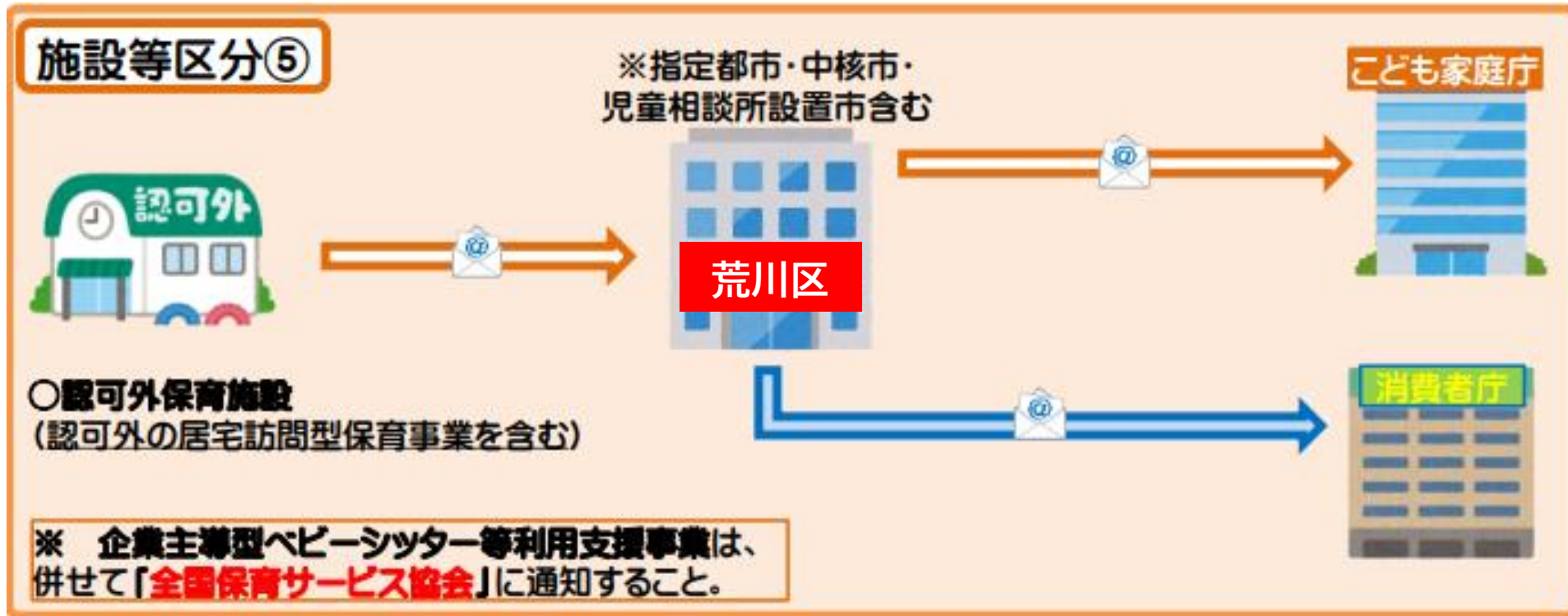


事故報告について

- ▶ 認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を含む)は、重大事故が発生した場合、荒川区に報告する義務があります。
- ▶ 報告の対象となる重大事故の範囲
 - ・死亡事故
 - ・意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
 - ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - ・感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた場合
 - ・迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合
 - ・その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合
- ▶ 報告先
荒川区 子ども家庭部 保育課保育支援係(電話：03-3802-3111 内線3842)



報告の流れ



第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
第2報:原則1ヶ月以内程度等

IV 認可外保育施設指導監督 基準を満たす旨の証明書



認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

- ◆ 児童福祉法第59条に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て(口頭指摘を含む)満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(以下、「証明書」という。)を交付しています。
- ◆ 証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等(荒川区長)への届出が義務付けられた施設です。



証明書対象施設

施設種別	証明書 交付対象	備 考
以下のどの施設にも該当しない施設	○	
ベビーホテル	○	
事業所内保育施設(企業主導型保育事業以外)	○	
院内保育施設	○	
企業主導型保育事業	○	
居宅訪問型保育事業	○	
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした 一時預かり施設 (例)デパート、自動車教習所、スポーツ施設、 歯医者等の一時預かり施設	△	顧客の乳幼児以外の乳幼児 を受け入れている場合は証 明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

証明書が交付されるには

- ◆ 児童福祉法第59条に基づく立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、交付されます。

- ◆ 立入調査又は集団指導の結果…

《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査又は集団指導後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

《指摘事項がある場合》

原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付

※荒川区では、集団指導に加えて個人面談を実施しています。
証明書の交付を受けたい方は、個別にご相談ください。



証明書が交付されるには

【「ここdeサーチ」への掲載（令和6年4月1日施行）】

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）への登録について

背景

令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設（法人・個人事業主を問わず）が提供する保育サービスの内容について、現行の「書面での掲示」に加え、インターネット上（道立行政法人 福祉医療機構が運営する「ここdeサーチ」）における掲示が義務化されました。「ここdeサーチ」への掲示がない場合、認可外保育施設の指導監督基準不適合となりますので、必ず登録をお願いいたします。

登録方法（予定）

1. 登録フォーム
現在準備中（LoGoフォームにて作成する予定）です。別途、保育課より連絡いたします。
※LoGoフォームを使えない方は下記問い合わせ先までご相談ください。
2. 登録情報の公表
年3回（おおむね6月、9月、3月）のシステム更新に合わせ、フォームに登録された情報を公表（更新）。
3. 公表後の修正について
登録後や公表後に修正する必要がある時は、再度、登録フォームに入力してください（年3回の更新時に反映）

（問い合わせ）

荒川区子ども家庭部保育課保育管理係

電話：03-3802-3111（代表） 内線3821

証明書が交付されるには

【「ここdeサーチ」への掲載（令和6年4月1日施行）】

「ここdeサーチ」に入力した情報の修正について（予定）

- ◆ 年3回程度、登録フォーム(LoGoフォーム)のシステムからメールで依頼する「補正依頼」の機会に、更新をお願いします。
- ◆ 随時の更新はお受けできません。なお、各回の締め切りについては「補正依頼」のメールで別途お伝えします。
- ◆ 締め切りを過ぎた場合も入力はできますが、システムへの反映は次回以降となります。
- ◆ 修正する情報がない場合は、対応は不要です。
- ◆ 施設名、所在地、設置者の変更に関する修正については、変更届を受理後、区担当者が情報を修正します。施設名、所在地、設置者は、登録フォーム(LoGoフォーム)で修正しないようお願いします。



証明書の返還について

- ◆ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。



幼児教育・保育の無償化について

- ◆ 幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、
 - ①荒川区への届出(設置届)
 - ②荒川区の「確認」を受けるための申請(確認申請)
 - ③利用者が「保育の必要性の認定」を荒川区から受けること
 - ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと(※)が必要です。
- ※認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付を受けてください。

